

## USPTO が Micro Entity に関する規則改正案を公表

2012年06月04日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

Leahy-Smith America Invents Act (AIA)において、スモールエンティティ (“small entities”) よりも料金が更に大幅に低減されるマイクロエンティティ (“micro entities”) が新設されました。マイクロエンティティが以下の要件を充足すると、オフィシャル・フィーが75%も割り引かれます。

#### 【マイクロエンティティの要件】

- スモールエンティティの要件を充足している。
- 出願人または事業体の総収入がアメリカの年間平均世帯収入の3倍を超えない(2011年度の年間平均世帯収入に基づき、約 **\$150,000** を超えない)。
- アメリカの年間平均世帯収入の3倍を超える収入のある団体へ譲渡をしていないか、又はその予定がない。
- 過去に5件以上の米国出願をしていない(雇用契約による譲渡の場合を除く)。
- 高等教育機関(米国の団体のみが該当)に雇用されていないか、譲渡の予定がないか、又は譲渡する義務がない。ただし、米国以外の高等教育機関で雇用されているか、譲渡の予定がある、又は譲渡の義務がある出願人を含む出願の場合には該当しない。

### 【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

#### 【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

#### 【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.